

国土交通省における随意契約の総点検、見直しについて

平成19年12月26日

国土交通省

1. 今回の見直しの経緯

国土交通省においては、「随意契約見直し計画」（H18.6 策定、H19.1 改訂）に基づき、「競争性のある契約方式」への移行を進めてきたところであるが、平成19年10月30日の閣僚懇談会において総理大臣から随意契約の適正化に向けた取組を厳正に実施するよう指示があった。これを受け、国土交通省においては、国土交通大臣の指示の下、国土交通省の契約の総点検を行い、第三者機関（本省においては「公正入札調査会議」、地方機関等においては「入札監視委員会」）のチェックも経た上で、① 応募要件の見直し、② 契約方式の見直し、③ 第三者機関の監視体制の強化などの措置を取りまとめた。

これらの見直しは、平成20年1月以降、発注手続（手続き開始の公示等）に着手する案件から適用する。

今後についても、今回の方針に従い、応募要件の適切な設定による民間参入の拡大、契約方式の適切な選択による競争性の確保を図り、第三者機関のチェックを定期的に受けながら、引き続き随意契約の適正化を一層推進していく。

2. 国土交通省の随意契約の「総点検」の内容

（1）「総点検」の対象

平成19年4月～7月の期間で国土交通省が企画競争、公募方式により、所管公益法人等と締結した契約（工事を除く。） 2,024件
（うち建設弘済会関係業務 941件）

（2）「総点検」の結果

○ 公募方式について

- ・ 全体（2,024件）のうち約9割が公募方式（1,818件）であるが、公募方式を採る前提となる「事業に必要な特定の設備・技術等を持つ者が1者しかいない」ことが明確でないものが大半を占めた。

○ 公募方式、企画競争の応募要件について

- ・ 法人の実績要件として、国土交通省や特定の地方整備局からの受注実績を必須条件とするなど、民間では満たせない実績要件を課していたものが多く見られた。
- ・ 技術者の資格要件として、民間企業に属する技術者では取得が困難又は不可能な資格要件を課していたものなどが見られた。
- ・ その結果、公募方式による契約は全て1者応募。

3. 国土交通省の随意契約の「見直し」の方針

問題1：公募方式、企画競争等の競争的手続きに移行したのに、民間参入が困難な応募要件を設定し、公益法人と随意契約

○ 応募要件の見直しによる民間参入の拡大

(例) 実績要件

(従来) 一部の地方整備局では、当該整備局又は管内府県発注の業務の受注実績に限定(しかし、管内には受注実績のある民間事業者なし)

(見直し) 全国の地方整備局、都道府県、政令市、特殊法人(高速道路会社など)等が発注した業務の受注実績にまで拡大

(従来) 同種業務の実績に限定

↓

(見直し) 類似業務の実績でも可とする。

(同種業務) 地方整備局発注の技術審査補助業務

(類似業務) 都道府県、政令市発注の技術審査補助業務

PFI事業の技術アドバイザー業務 等

(従来) 業務実績の回数要件について、10回経験があるものに限定

↓

(見直し) 原則1回でも実績があれば可とする。

(例) 技術者の資格要件

(従来) 一部の地方整備局では、民間企業に資格者がいない「発注者支援技術者」の資格を要求

(見直し) 技術士、一級土木施工管理士等の一般的な資格も認める。

○ 応募要件の設定に際し、予め民間の参加可能者数を確認(特に、建設弘済会関係業務は民間参加可能者数が原則10社以上あることを確認)

○ 発注予定情報、応募要件、業務概要等を事前周知することにより、建設弘済会関係業務への民間参入を促進

問題2：公募方式が多数を占めるなど、契約方式の選択にあたって、競争性、透明性の確保が不十分

○ 「特定の設備・技術等」を有する者が他にいないか念のため確認する「公募方式」から、複数の者による技術競争を行う「企画競争」等へ移行

公募方式 1,818件(90%) → 見直し後 25件(1%)に限定

- 建設弘済会関係業務の見直し【資料2】
 - ・ 20年度から「公募方式」全廃、「企画競争」等へ移行
 - ・ さらに、一般競争入札（総合評価方式：価格と技術等を総合評価）を一部試行（約100件程度）し、2～3年後の本格導入を目指す。
- 所管公益法人等との「公募方式」、「競争性のない随意契約」は、特殊な設備、技術等が必要不可欠な業務に限定【資料3】
 - (例)
 - ・ 大規模、特殊な実験施設を使用する調査研究
 - ・ 建設業者等の実績情報（約310万件）を所有する唯一の者からの情報サービス提供

問題3： 第三者機関による監視の不徹底

- 本省、地方機関にある第三者機関（公正入札調査会議、入札監視委員会）において、監視対象を全契約に拡大（工事等に加え物品・役務も監視）
- 1者応募のものは、特に重点的に監視

*上記の見直しは、平成20年1月以降、発注手続（手続開始の公示等）に着手する案件から適用する。

(参考) 国土交通省の所管公益法人等との契約方式の見直し結果について

(1) 対象

「総点検」の対象となった平成19年4月～7月の企画競争又は公募方式による所管公益法人等との契約（工事を除く）

(2) 3. 「見直し」の内容を、2. 「総点検」の対象となった契約に当てはめた結果

	見直し前	見直し後
一般競争	/	12件
うち建設弘済会関係業務		0件 ※1（100件程度）
企画競争	206件	1,979件
うち建設弘済会関係業務	32件	941件
公募方式	1,818件	※2 25件
うち建設弘済会関係業務	909件	0件
競争性のない随意契約	/	8件
うち建設弘済会関係業務		0件
合計	2,024件	2,024件
うち建設弘済会関係業務	941件	941件

※1 平成20年度は建設弘済会関係業務で100件程度など、価格面でも競争を行う一般競争入札（総合評価方式）の試行を予定。財務省協議が必要。

※2 著作権等を理由に「公募方式」を採る契約については、今後、民間への使用許諾等の可否も含めて判断し、引き続き契約方式について見直しを進める。

用語解説

- ※1 「公募方式」とは、調査研究等に必要な特定の設備又は特定の技術等を有する者が一しかいないと発注者が判断している場合に行う契約方式。
従来、研究開発等を委託する場合等に特殊な技術又は設備等が不可欠であるとして、発注者の判断により、特定の者と契約していたものについて、当該技術又は設備等を有している者が、他にいない場合がないとは言い切れないことから、必要な技術又は設備等を明示したうえで他に参加者がいないか確認する方式。
(平成18年8月 財務大臣通知『公共調達の適正化について』参照)
- ※2 「企画競争」とは、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行い、最も優れた内容の企画書等を提出した者と契約する方式。
- ※3 「総合評価方式」とは、競争入札の方式の一つである。通常競争入札が予定価格以下で最も安価の入札をした者と契約する方式であるのに対し、技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについて、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、落札者を決定する方式。
- ※4 「入札監視委員会」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）」を踏まえ、各府省が発注する工事の入札契約の過程及び契約内容に第三者の意見を反映させる仕組み。
- ※5 「公正入札調査会議」とは、国土交通省全体の入札及び契約の適正化等を審議するための第三者機関。